十六　外国為替関連取引　異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十七　金関連取引　金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十八　金利関連取引　同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

十九　株式関連取引　個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

二十　貴金属関連取引　貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

二十一　その他のコモディティ関連取引　エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

二十二　優良債務者　次に掲げる主体をいう。

イ　連結自己資本規制比率告示第二十二条から第二十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体

ロ　金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロ及びヘに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者のうち連結自己資本規制比率告示第三十条又は第三十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体

［二十三～四十四　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件の一部改正）

第十三条　銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（債務の保証以外のオフ・バランス取引） **第三条**　規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。 一　［略］ 二　自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第四項に規定する長期決済期間取引 三　［略］	（債務の保証以外のオフ・バランス取引） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引 三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十六　外国為替関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。

十七　金関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。

十八　金利関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。

十九　株式関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。

二十　貴金属関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。

二十一　その他のコモディティ関連取引　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。

二十二　優良債務者　連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。

［二十三～四十四　同上］